

## 豊田市高齢者緊急通報装置貸与等事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし高齢者に対し、緊急通報装置を貸与、又は給付（以下「貸与等」という。）することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、高齢者の生活の安全確保と不安の解消を取り除く事を目的とする。

(対象者)

第2条 用具の給付を受けることのできる者（以下「受給資格者」という。）は、豊田市ひとり暮らし高齢者認定基準及び援護事業の実施要綱第3条に規定する者のうち、虚弱なひとり暮らし高齢者と、これに準ずる世帯の高齢者で、呼吸器・循環器系の疾患により主治医が必要と証明した者とする。

2 前項の受給資格者のうち、貸与の対象者は所得税非課税世帯とし、給付の対象者は所得税課税世帯とする。ただし、所得税額の切り替え時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象者としな

(1) 暴力団員

(2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している個人

(貸与等の条件)

第3条 貸与等を受けた緊急通報装置は、別途「豊田市緊急通報システム設置事業要綱」に基づく申請をするものとする。

2 貸与等による機器の種類は、前項に定める要綱内の緊急通報受信センターに接続が可能な物とする。

(給付の内容)

第4条 給付による対象者の費用負担は、在宅高齢者福祉対策事業の実施及び推進について（昭和51年5月21日社老第28号社会局長通知）第5第1項第2号のイに規定する「老人日常生活用具給付等事業実施要綱」中、別表2を準用する。

(申請)

第5条 用具の貸与等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊田市高齢者緊急通報装置貸与等申請書兼調査書（以下「申請書」という。）（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかに審査し、貸与等の可否を決定し、豊田市高齢者緊急通報装置貸与等決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付の決定を受けた者（以下「給付者」という。）に対して、豊田市高齢者緊急通報装置給付券（以下「給付券」という。）（様式第3号）を、発行するものとする。

(給付者の費用の支払い)

第7条 給付者は、用具を納付した業者（以下「業者」という。）に給付券を提出し、第3条により規定された自己負担額、及び用具の価格が基準額を越えるものにあつては、その超える額をあわせて用具の納付時に業者に支払うものとする。

（費用の請求）

第8条 業者は、納付者に用具を納品したときは、本市が負担すべき額を、給付券を添付し市長に請求することができる。

（受給権の保護）

第9条 市長は、緊急通報装置の貸与等を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与等の決定を取消し、又は、給付に要した費用の全額を返還させることができる。

（1）この要綱に違反したとき。

（2）第2条3項に該当することが判明したとき。

（3）給付者が、用具を受ける権利を譲渡又は担保に供したとき。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成24年2月19日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

豊田市高齢者緊急通報装置 貸与・給付 申請書

平成 年 月 日

豊田市長 様

※ 太枠のみ記入して下さい。

申請者	フリガナ		男	生年月日
	氏名	(対象者)	女	明・大・昭 年 月 日 ( 歳)
	住所	豊田市		電話番号 —
疾患銘	<input type="checkbox"/> 呼吸器系	_____	<input type="checkbox"/> 緊急性を要する理由	
	<input type="checkbox"/> 循環器系	_____	_____	
	<input type="checkbox"/> その他	_____	_____	
			(主治医による疾病証明書添付)	

調 査 書

※ 太枠のみ記入して下さい。

世帯員	氏名	続柄	世帯主	職業	所得税額 (市記入欄)
		本人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( )	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( )	

代理権授与  
貸与等の判定基準及び、費用徴収基準額算定に必要とする所得税額に係る公募の閲覧に関して所定の申請権限は、豊田市長へ委任します。

平成 年 月 日

対象者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

※ 給付対象の場合は、見積書を添付

※ 市記入欄（様式第1号裏面）

決定区分 E

課長	検討者	検討者	起案者

## 豊田市高齢者緊急通報装置 貸与・給付 決定書

平成 年 月 日付で申請のありました緊急通報装置の貸与等につきましては、下記のとおり決定します。

1. 対象者（ ）
- 上記の者に緊急通報装置を貸与します。  
( 非保護世帯 所得税非課税世帯)
- 上記の者に緊急通報装置を給付します。(所得税課税世帯)

2. 給付対象者自己負担額

※ 日常生活用具給付等事業費用負担基準

( A )	( B )	( C )
世帯中心者の所得税額	階層区分	利用者負担額
円		円

※ 日常生活用具給付等事業補助基準額

( D )	( E )	( F )
緊急通報装置見積額	緊急通報装置補助基準額	差額
円	△ 66,000円	円

※ 自己負担額

$$( C ) + ( F ) = \begin{array}{|c|} \hline \text{申請者が購入の際支払う額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{市が負担する額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} = ( D )$$

※ 給付券番号 第\_\_\_\_\_号

様式第2号（第6条関係）

豊 発 第 号

様

豊田市長



## 豊田市高齢者緊急通報装置貸与等決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました豊田市緊急通報装置の貸与等については、下記のとおり決定します。

### 記

#### 審査結果

貸与します。

給付します。

別紙「緊急通報装置給付券」のとおり給付の決定をします。

あなたの自己負担額は 円です。  
納品のときに業者に支払ってください。その際「緊急通報装置給付券」の受領欄に日付・氏名を記入し、印鑑を押してください。

却下します。

理由

---

---

様式第3号（第6条関係）

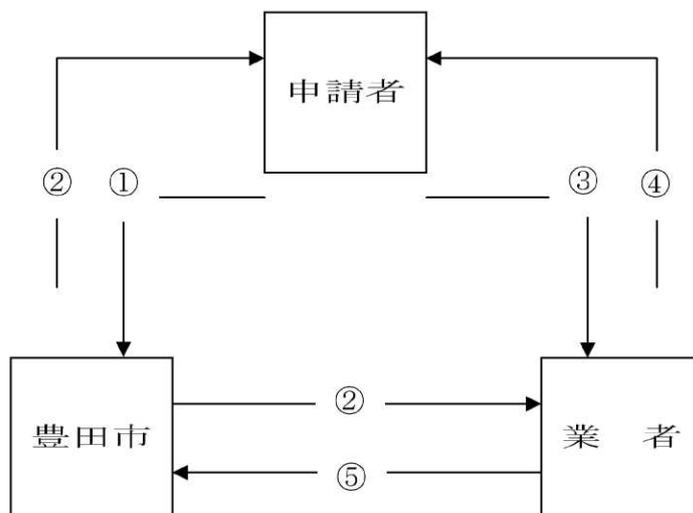
緊急通報装置給付券

給付番号	第	号	給付券発行日	平成	年	月	日
対象者氏名	生年月日 明大昭和 年 月 日		住所	豊田市			
購入業者名 及び住所	業者名		住所				
価格（税込）	受給資格者（対象者）支払額		公費負担額				
上記のとおり決定する 平成 年 月 日 豊田市長 <span style="float: right;">印</span>							
(給付券の有効期限は、発効日より1ヶ月以内です。)							

※ 業者から購入の際、受給者が記入し業者に渡して下さい。

業者が納入した日	受給者（対象者）確認
平成 年 月 日	氏名 <span style="float: right;">印</span>

## 事務とフローと説明



- ① 緊急通報希望者は市へ申請をする。  
窓口対応 → 申請書提出の際、代理権授与により貸与対象者か給付対象者か判断し申請者にその旨説明する。  
◇ 貸与対象者 → 受理                      ◇ 給付対象者 → 見積書依頼
- ② 市は申請書を審査し、申請者に決定書を送付する。  
  
◇ 貸与者 → 市から業者に連絡、設置の手配をする。  
  
◇ 給付者 → 市から決定書に給付券を添付して申請者に送付する。
- ③ 給付申請者（受給者）は決定書受理後、業者に連絡し納品してもらう。  
◇ 受給者は納品の際、自己負担分を支払い給付券に納品日と受領印を押印して業者に渡す。
- ④ 業者は、給付対象者の場合 → 納品後請求書に給付券を添付し市へ請求する。  
貸与対象者の場合 → 設置後費用を市へ請求する。

⑤ 市は業者へ支払いをする。